長崎市公告第56号

　次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年4月17日

長崎市長　　鈴木　史朗

１　入札に付する事項

1. 件名　　　　　長崎市もみじ谷葬斎場残骨灰売渡【単価契約】
2. 引渡場所　　　長崎市淵町26番6号　長崎市もみじ谷葬斎場
3. 業種　　　　　「その他の役務」
4. 概要　　　　　長崎市もみじ谷葬斎場における火葬後の残骨灰について、適正に処理することを

　　条件に売渡す。

1. 契約期間　　　契約日～令和7年3月31日
2. 契約保証金　　免除

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

　　次に掲げる要件の全てを満たしていること。

1. 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読

み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であ

ること。

1. 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。

(3)　公告日現在、１⑶の業種に登録がある者であること。

(4)　長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等にお

ける暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置

の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市

元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の

期間中でない者であること。

(5)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法

（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

(6)　会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平

成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でな

いこと。

(7)　法人に関する登記事項証明書の目的欄に、火葬場の残骨灰処理に関する記載がある者であること。

(8)　残骨灰の分別処理施設を自社で所有していること。

(9)　墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定に基づく許可を得ている墓地又

は納骨堂（以下、「墓地等」という。）を九州管内（沖縄県及び離島を除く。）に確保している者で

あること。

(10) 人口20万人以上の地方公共団体（広域事務組合等を含む。）と残骨灰処理業務委託契約又は、残骨

灰の処理を含む売渡契約を締結したもののうち、公告日から起算して過去5箇年以内に履行（契約）

期限を迎えたものをすべて誠実に履行した者であること。

　(11) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

(12)　本業務の履行能力がある者であること。

３　契約条項を示す場所

　　長崎市契約規則及び契約書については、長崎市もみじ谷葬斎場（長崎市淵町26番6号）において閲覧することができる。

４　開札の日時及び場所

　　令和6年5月10日（金）10時00分

　　長崎市もみじ谷葬斎場（長崎市淵町26番6号）

５　入札保証金

　　免除

６　入札参加申請等

1. 本入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

ア　制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

イ　登記事項全部証明書の写し(公告日から起算して3か月前に当たる日以降に発行されたものに限る。以下「確認書類」という。）

ウ　処理施設の概要（自社所有の施設であることが分かるもの。以下「確認書類」という。）

エ　墓地等に係る都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可に関する書類又は、提携する墓地等について残骨を埋葬することができることを示す書類（契約書、協定書、永代供養の証等）の写し（以下「確認書類」という。）

オ　同種契約実績調書（契約書及び仕様書等の写しについても添付。以下「確認書類」という。）

1. 上記⑴の申請書等は持参又はメールにより提出するものとする。

メールによる場合は、受信後、もみじ谷葬斎場担当者から受信確認の電話を行うので、必ず担当者名、連絡先を記載しておくこと。

なお、メール送信後、翌日（申請の期限日に送信した場合は当日中）までにもみじ谷葬斎場から受信確認の電話がない場合には、もみじ谷葬斎場へ受信確認の電話を行うこと。

また、メールで申請書を提出した場合は、原本についても、持参又は郵送により提出すること。ただし、確認書類については、メールのみの提出でも可とする。

1. 申請書等の受付

ア　受付期間　　令和6年4月17日（水）から令和6年4月25日（木）12時00分まで

イ　受付時間　　9時00分から17時00分まで（受付期間最終日は12時00分まで）

ウ　受付場所　　長崎市淵町26番6号　長崎市もみじ谷葬斎場

　　　　　　　　電話番号　　　　095（861）0298

　　　　　　　　Ｅ-mail 　　　　momiji@city.nagasaki.lg.jp

⑷　その他

　 ア　提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

　 イ　提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

　 ウ　提出書類は返却しないものとする。

　 エ　提出書類は公表しないものとする。

７　入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

　　資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和6年5月1日（水）までに通知する。

８　仕様書等及び質疑応答

1. 仕様書等は、長崎市ホームページ（「事業者・産業振興」→「入札・契約情報」）からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、もみじ谷葬斎場の窓口で配付する。この場合は、事前にもみじ谷葬斎場へ電話すること。

　⑵　仕様書等の質疑応答

　　 本業務に係る仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

　ア　提出期限　　令和6年4月25日（木）12時00分までに持参又はファックスするものとする。

　イ　提出先　　長崎市淵町26番6号　長崎市もみじ谷葬斎場

　　　　　　　　　ファックス番号　095（861）0728

　ウ　回答期限　　令和6年5月1日（水）までにファックスで回答したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。

　エ　閲覧期間　　回答した日から入札書提出期限まで

　オ　閲覧場所　　長崎市淵町26番6号　長崎市もみじ谷葬斎場

９　入札書の提出方法等

1. 提出方法　入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けな

い。なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。

⑵　提出期間　令和6年5月1日（水）から令和6年5月9日（木）まで

日本郵便株式会社長崎中央郵便局必着

⑶　郵送方法　一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。

⑷　入札執行回数は、2回を限度とする。（再度入札についても、郵便入札とする。）

⑸　初回入札において落札者が決定せず再度入札を行う場合は、再度入札を行う旨を入札参加者へ通知

するものとする。

１０　開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は当該開札に立会うことができる。

１１　入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加は認めない。

⑴ 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

⑵ 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札

⑶ 長崎市契約規則第12条に該当する入札

⑷ 入札金額を訂正した入札

⑸ 入札金額が確認できない入札

1. 本市所定の入札書を使用しない入札
2. 本公告中「9入札書の提出方法等⑶」に記載する郵送方法以外による入札
3. 内訳書に必要な事項が記載されていない入札
4. 再度入札する場合において、初回入札に参加しなかった者のした入札

１２　入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書（本市に到達したものをいう。以下同じ。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

１３　入札辞退

入札書提出前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

１４　入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

１５　落札者の決定方法

1. 入札書の記載金額は、内訳書に記載した単価（税抜）に契約期間全体の予定数量を乗じた額を記載すること。
2. 落札者は、予定価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が定めるくじの方式により落札者を決定する。
3. 契約単価（税抜）は落札者が提出する内訳書に記載された単価とする。

１６　異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１７　問い合わせ先

　　　市民生活部もみじ谷葬斎場

　　　電話番号095（861）0298